茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」着ぐるみ貸出事業実施要綱

（目的）

第１　この要綱は、市内の子育て支援団体等に対し、市が茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すこと（第２において「貸出事業」という。）により、当該団体等が企画し、又は実施する各種イベント等において着ぐるみが媒体として活用され、もって子育てを応援する気運の醸成に資することを目的とする。

（貸出対象者）

第２　貸出事業の対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 主に市内で活動する子育て支援団体

(2) 市内の保育所及び幼稚園

(3) その他市長が適当と認めた団体

（貸出期間）

第３　着ぐるみの貸出期間は、当該着ぐるみを貸し出した日の翌日から起算して３日間とする。

（貸出しの承認）

第４　着ぐるみの貸出し（以下「貸出し」という。）を受けようとするものは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（貸出しの条件）

第５　貸出しは、第２各号に掲げる対象者が企画し、又は実施する各種イベント等において使用する場合に限る。

２　市長は、前項に規定するもののほか、貸出しについて必要な条件を付けることができる。

（貸出しの申請）

第６　貸出しを希望するもの（第８において「申請者」という。）は、貸出希望開始日の３日前までに、いばらっきーちゃん着ぐるみ貸出承認申請書（様式第１号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請の受付は、茨木市立こども支援センターにおいて月曜日から金曜日までの日の午前 10 時から午後４時までの間に行うものとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」休館日及び 12 月 28 日から翌年１月４日までの日を除く。

（貸出しの承認の基準）

第７　市長は、第６の規定による申請があったときは、その内容を審査し、子育てを応援する気運の醸成に資すると認めたものについて、市の業務に支障を及ぼさない範囲内で貸出しを承認する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しない。

(1) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めたとき。

２　同一の貸出期間に複数の申請があったときは、原則として先着順とする。

（貸出しの承認の通知）

第８　市長は、申請者に対し、貸出しを承認することが適当であると認めたときはいばらっきーちゃん着ぐるみ貸出承認通知書（様式第２号）により通知し、貸出しを承認することが適当でないと認めたときはいばらっきーちゃん着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第３号）により通知する。

（使用者の順守事項）

第９　貸出しの承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」のイメージを損なうような使用をしないこと。

(2) 承認を受けた貸出しに係る使用の範囲を逸脱しないこと。

(3) 貸出期間を順守すること。

(4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 雨天時に屋外で使用しないこと。

（貸出しの承認の取消し）

第10　市長は、次に掲げるときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると市長が認めたとき。

２　前項の規定により貸出しの承認を取り消した場合において、既に貸出しを行っているときは、市長は着ぐるみの返却を求めるものとし、貸出しの承認を取り消されたものは直ちにこれに応じなければならない。

（返却）

第11　使用者は、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

２　着ぐるみの返却の受付については、第６第２項の規定を準用する。

（原状回復）

第12　使用者は、着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任及び負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

２　市長は、着ぐるみが原状への回復が困難な状態まで損傷しているときは、使用者に対し実費を請求することができる。

（市の責任）

第13　市長は、着ぐるみの使用により使用者が被った損害又は第三者に与えた損害に対しては、一切の責任を負わない。

（その他）

第14　この要綱に定めるもののほか、貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成22年10月25日から実施する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年５月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」着ぐるみ貸出事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

この要綱は、令和５年11月26日から実施する。

様式第１号（第６関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

住　所
氏　名
（団体名及び代表者名）

いばらっきーちゃん着ぐるみ貸出承認申請書

茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の着ぐるみの貸出しを次のとおり申請します。

１　イベント等の名称

２　開　催　目　的

３　イベント等の内容
使用日時
使用方法
場　　所

４　貸出希望期間

５　担当者及び連絡先

様式第２号（第８関係）

茨　　第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様
（団体名及び代表者名）

茨木市長　　印

いばらっきーちゃん着ぐるみ貸出承認通知書

　　年　　月　　日付けで申請がありました茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の着ぐるみの貸出しについては、次の条件を付けて承認します。

条　　件

様式第３号（第８関係）

茨　　第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様
（団体名及び代表者名）

茨木市長　　印

いばらっきーちゃん着ぐるみ貸出不承認通知書

年　　月　　日付けで申請がありました茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の着ぐるみの貸出しについては、次の理由により承認できません。

理　　由